

3 騒音・振動

(1) 環境基準について

騒音の環境基準

(この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。)

(単位：デシベル)

地域累計	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路 に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路 に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 これらに接する地先、水面	一般地域	60以下	50以下
		車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

この場合において、「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められているときは、屋内へ透過する基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る）等を表す。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて、道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

(2) 要請限度について

①騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	当てはめ区域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6 時～22 時)	夜間(22 時～翌 6 時)
a 区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	1 車線	6 5	5 5
		2 車線以上	7 0	6 5
		近接区域	7 5	7 0
b 区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	1 車線	6 5	5 5
		2 車線以上 近接区域	7 5	7 0
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1 車線 2 車線以上 近接区域	7 5	7 0

備考

- ・車線とは 1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- ・近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の区間の市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は 15m、2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は 20m の範囲とする。

②振動規制法の道路交通振動に係る要請限度

(単位：デシベル)

区 域 の 区 分		時間の区分	
	当てはめ区域	昼間	夜間
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	6 5 (8 時～19 時)	6 0 (19 時～8 時)
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	7 0 (8 時～20 時)	6 5 (20 時～8 時)
第 2 種区域に該当する地域に接する地先は、第 2 種区域の基準が適用される。			

(3) 自動車騒音常時監視結果

路線名	区間 距離 (km)	区間起点住所	区間終点住所	区間 戸数	環境基準達成 戸数		環境基準達成 状況 (%)	
					昼間	夜間	昼間	夜間
中央自動車道富士 吉田線	10.8	大谷町	裏高尾町	1905	1,812	1,731	95	91
一般国道 16 号	1.9	北野町 562	大和田町 3-9	799	786	683	98	85
一般国道 16 号	3.8	大和田町 5-1	滝山町 1	750	699	544	93	73
一般国道 16 号	0.5	鎌水 2-1487	鎌水 1356	4	4	4	100	100
一般国道 20 号	3.7	高倉町 35-1	横山町 14	3,629	3,502	3,056	97	84
一般国道 20 号	8.0	東浅川町 37-5	南浅川町	923	923	923	100	100
府中相模原線	4.3	下柚木 2 丁目 6	鎌水	1,495	1,495	1,386	100	93
八王子あきる野線	4.3	元八王子町	檜原町	1,195	1,193	1,132	100	95
八王子町田線	1.1	東浅川町	狭間町	727	723	723	99	99
八王子町田線	1.7	狭間町	館町	221	211	200	95	90
山田宮の前線	2.4	下恩方町	元八王子町	185	182	180	98	97
山田宮の前線	0.6	元八王子町	元八王子町	105	105	104	100	99
町田日野線	1.5	松が谷	松が谷 42-5	658	658	655	100	100
淵上日野線	1.2	宇津木町	石川町	265	265	265	100	100
八王子市幹線 1 級 17 号線	2.8	追分町 14	明神町 4 丁目 29	2,643	2,641	2,635	100	100

(4) 騒音測定結果

① 道路交通騒音（常時監視測定によるもの）

打越町測定室：等価騒音レベル (Leq)						
月	有効測定日数	測定時間	等価騒音レベルが昼間 70dB を超えた日数	等価騒音レベルが夜間 65dB を超えた日数	時間帯平均値	
					昼間	夜間
	日	時間	日	日	dB	dB
R7.4	30	720	0	0	56.2	51.8
5	31	744	0	0	55.6	51.9
6	30	720	0	0	55.7	52.1
7	31	744	0	0	56.7	52.1
8	31	744	0	0	59.1	52.0
9	30	720	0	0	60.5	58.4
10	29	725	0	0	56.7	53.4
11	30	720	0	0	54.9	51.2
12	31	744	0	0	55.0	51.8
R8.1	31	744	0	0	54.3	50.8
2	28	672	0	0	54.6	51.0
3	31	744	0	0	55.4	51.5
通年	363	8741	0	0	56.6	53.0

② 航空機騒音（令和6年度データ）

調査場所	調査期間	地域 類型	Lden (dB)※1		WECPNL※2		騒音発生回数 ※3	環境基準 ※4
			実測値	推定値	実測値	推定値		
石川中学校 (久保山町 2 - 55)	R6(2024).10.20～ R6(2024).11.2	I	52	53	64	66	412 (50)	○

<参考（東京都調査）>

調査場所	調査期間	地域 類型	Lden (dB)※1		WECPNL※2		騒音発生回数 ※5	環境基準 ※4
			実測値	推定値	実測値	推定値		
石川市民センター (石川町 438)	R6(2024).6.8 ～ R6(2024).6.21	I	51	53	64	67	119 (15)	○
都市づくり公社 (高倉町 49 - 3)	R6(2024).6.8 ～ R6(2024).6.21	II	48	51	62	64	98 (12)	○
大和田市民センター (大和田町 5 - 9 - 1)	R6(2024).6.8 ～ R6(2024).6.21	I	42	44	58	61	25 (5)	○
東京都立大学 (南大沢 1 - 1)	R6(2024).6.8 ～ R6(2024).6.21	I	46	48	58	61	69 (10)	○

※1 Lden：各飛行機の騒音を、聞こえ始めから聞こえ終わりまでの人が受ける騒音エネルギーを基に求める評価指標。環境基準は、平成25年4月1日からLdenを採用している。

※2 WECPNL：航空機の最大騒音レベルと航空機の機数（発生回数）を基に求める評価指標。環境基準は、平成25年3月31日までWECPNLを採用していた。

※3 騒音発生回数：騒音レベルの最大値が暗騒音より10dB以上大きい航空機騒音の発生回数の合計。（ ）は1日の最多回数。

※4 環境基準（Ldenで評価）：Ldenでの評価であり、環境基準値以下の場合は○、上回る場合は×

地域類型Ⅰ（専ら住居の用に供される地域）：57dB以下

地域類型Ⅱ（Ⅰ以外の地域であって通常の生活環境を保全する必要がある地域）：62dB以下

※5 騒音発生回数：東京都から情報提供を受けた4地点については、70dBが5秒以上発生した航空機騒音を集計している。